



裁判所におけるクレームの文言解釈 の動向に関する考察

2017年度特許第2委員会第1小委員会

発表者：松田 心平（カシオ計算機株式会社）



目次

1. 研究の背景、目的
2. 発明の要旨認定、特許発明の技術的範囲の確定
におけるクレームの文言解釈の傾向分析
3. 裁判所におけるリパーゼ最高裁判決の「特段の事情」
に関する判断の分析
4. まとめ、メンバー紹介



1. 研究の背景、目的

1. 研究の背景、目的

2. 発明の要旨認定、特許発明の技術的範囲の確定
におけるクレームの文言解釈の傾向分析
3. 裁判所におけるリパーゼ最高裁判決の「特段の事情」
に関する判断の分析
4. まとめ、メンバー紹介



1. 研究の背景、目的

権利化前



権利化後





1. 研究の背景、目的

特許要件の判断：拒絶理由／無効理由に該当するか否か

発明の要旨 VS 先行文献等

※クレームの文言を解釈し、「発明の要旨」を明らかにすることを「**発明の要旨認定**」という。

充足性の判断：イ号が権利範囲内であるか否か

特許発明の技術的範囲 VS イ号

※クレームの文言を解釈し、「特許発明の技術的範囲」を明らかにすることを「**特許発明の技術的範囲の確定**」という。



1. 研究の背景、目的

リパーゼ最高裁判決 @発明の要旨認定

<リパーゼ最高裁判決の「特段の事情」>

- ・ 特許請求の範囲の技術的意義が一義的に明確に理解することができない
- ・ 一見してその記載が誤記であることが明細書の発明の詳細な説明の記載に照らして明らかである
などの特段の事情がある場合に限って、明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌することが許されるにすぎない。

特許法 70条2項 @特許発明の技術的範囲の確定

<特許法 70条2項の内容>

- ・ 願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて特許発明の技術的範囲を定める場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈する。



1. 研究の背景、目的

リパーゼ最高裁判決 @発明の要旨認定

特許法70条2項 @特許発明の技術的範囲の確定

- (1) 両者は、違う基準？（ダブル・スタンダード？）
近年、シングル・スタンダードが望ましいという意見。
- (2) リパーゼ最高裁判決の「特段の事情」とは？
「一義的に明確に理解することができない」とは？



1. 研究の背景、目的

裁判所における発明の要旨認定と特許発明の技術的範囲の確定とのクレーム文言解釈の傾向を分析（↓ ↓ ↓）

- ・民事訴訟におけるリパーゼ最高裁判決の理解は！？
（シングル・スタンダードだと全件「特段の事情」有り！？）
- ・シングル・スタンダードか否か！？

裁判所におけるリパーゼ最高裁判決の「特段の事情」に関する判断傾向を分析（↓ ↓ ↓）

- ・「特段の事情」有りとされないと明細書を見れないのか！？
- ・「特段の事情」有りとはどのようなものか！？



2. クレームの文言解釈の傾向分析

1. 研究の背景、目的

**2. 発明の要旨認定、特許発明の技術的範囲の確定
におけるクレームの文言解釈の傾向分析**

3. 裁判所におけるリパーゼ最高裁判決の「特段の事情」
に関する判断の分析

4. まとめ、メンバー紹介



2.1. 検索条件等

検索サイト：裁判所HP_裁判例情報_知的財産裁判例集

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search7

対象期間：平成17年4月1日～平成29年6月13日
(判決日基準)

裁判所名：知的財産高等裁判所

検索条件：権利種別/特許権

訴訟類型/民事訴訟 or 民事仮処分

ヒット件数：399件

分析対象件数：172件



2.2. 事件数の内訳

■ クレームの文言解釈がなされている場面毎の事件数 ■

	件数
発明の要旨認定場面	22
特許発明の技術的範囲確定場面	138
両方の場面 <small>※カッコ内の数字は両方の場面で 同一文言の解釈がされている件数</small>	12 (8)
合計	172

- ◆ **要旨認定場面が関連している34件** (要旨認定場面 + 両方の場面)
⇒ **民事訴訟におけるリパーゼ最高裁判決の分析**
- ◆ **両方の場面で同一文言の解釈がされている8件**
⇒ **シングル・スタンダードか否かの分析**



2.3. 明細書参照状況 vs 技術分野

■ 明細書の参照状況と技術分野 ■

	参照	参照せず
化学分野	7	1
電気分野	7	1
機械分野	15	3
合計	29	5

- ◆ 技術分野による割合の差はほぼなし。
- ◆ 多くの特許権侵害訴訟の要旨認定場面で
明細書を参照しつつ文言解釈。



2.4. 明細書参照状況 vs 特段の事情

■ 明細書の参照状況と「特段の事情」 ■

	参照	参照せず	合計
「特段の事情」に触れる	6	4	10
「特段の事情」に触れず	23	1	24
合計	29	5	34

◆ 多くの事件で「特段の事情」有りを前提とせずに、
明細書を参照しつつ文言解釈。



2.5. リパーゼ最高裁判決の理解

- ◆多くの特許権侵害訴訟の要旨認定場面で
明細書を参照しつつ文言解釈。
- ◆多くの事件で「特段の事情」有りを前提とせずに、
明細書を参照しつつ文言解釈。



<<リパーゼ最高裁判決の理解>>

要旨認定に当たり、発明の詳細な説明の記載に
目を通すべきだが、その際にクレームに記載されていない
技術的事項を新たに取り込むことができない

⇒⇒特許法70条2項に規定されている方法と類似



2.6. シングル・スタンダードの確認

■クレームの文言解釈がなされている場面毎の事件数 ■

	件数
発明の要旨認定場面	22
特許発明の技術的範囲確定場面	138
両方の場面 <small>※カッコ内の数字は両方の場面で 同一文言の解釈がされている件数</small>	12 (8)
合計	172

◆ **要旨認定場面が関連している34件** (要旨認定場面 + 両方の場面)
⇒ **民事訴訟におけるリパーゼ最高裁判決の分析**

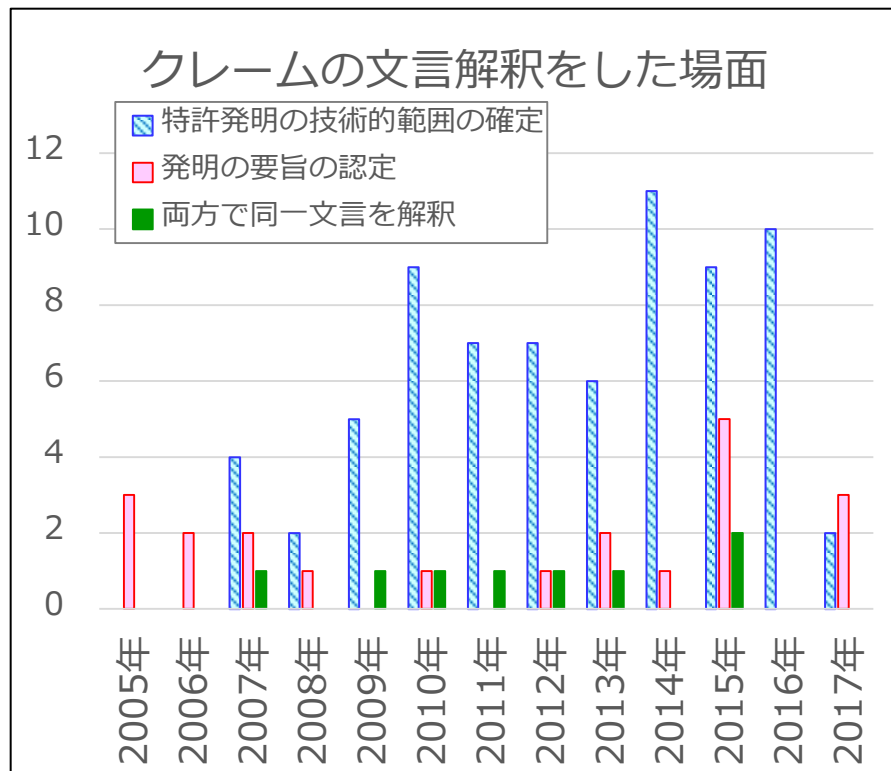


◆ **両方の場面で同一文言の解釈がされている8件**
⇒ **シングル・スタンダードか否かの分析**



2.6. シングル・スタンダードの確認

■ 民事訴訟におけるシングル・スタンダードの確認 ■



	件数
両場面で同じ解釈	8
場面ごとに異なった解釈	0
合計	8

- ◆ 技術的範囲確定での文言解釈を要旨認定でも採用。
- ⇒ 充足性及び無効抗弁の判断場面で異なる解釈は **なし**。
- ⇒ シングル・スタンダードの傾向。



2.7. 小まとめ

- 民事訴訟における発明の要旨の認定と特許発明の技術的範囲の確定との基準は同一（シングル・スタンダード）の傾向。
 - ⇒民事訴訟における発明の要旨認定では、明細書等が参照される。（但し、クレームに記載されていない技術的事項は取り込まれない。）
 - ⇒特許権者は、民事訴訟において、発明の要旨の認定と特許発明の技術的範囲の確定とにおいて両立するクレーム文言解釈の主張をすべき。
 - ⇒被疑侵害者は、勝訴の観点からは必ずしも、両立するクレーム文言解釈の主張をする必要はない点を念頭に、どこに防御点を定めるのかを検討すべき。



3. 「特段の事情」に関する判断の分析

1. 研究の背景、目的
2. 発明の要旨認定、特許発明の技術的範囲の確定におけるクレームの文言解釈の傾向分析
- 3. 裁判所におけるリパーゼ最高裁判決の「特段の事情」に関する判断の分析**
4. まとめ、メンバー紹介



3.1. 検索条件等

検索サイト：裁判所HP_裁判例情報_知的財産裁判例集

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search7

検索日：平成29年9月15日（対象期間指定無し）

裁判所名：※指定無し

検索条件：権利種別/特許権

訴訟類型/※指定無し

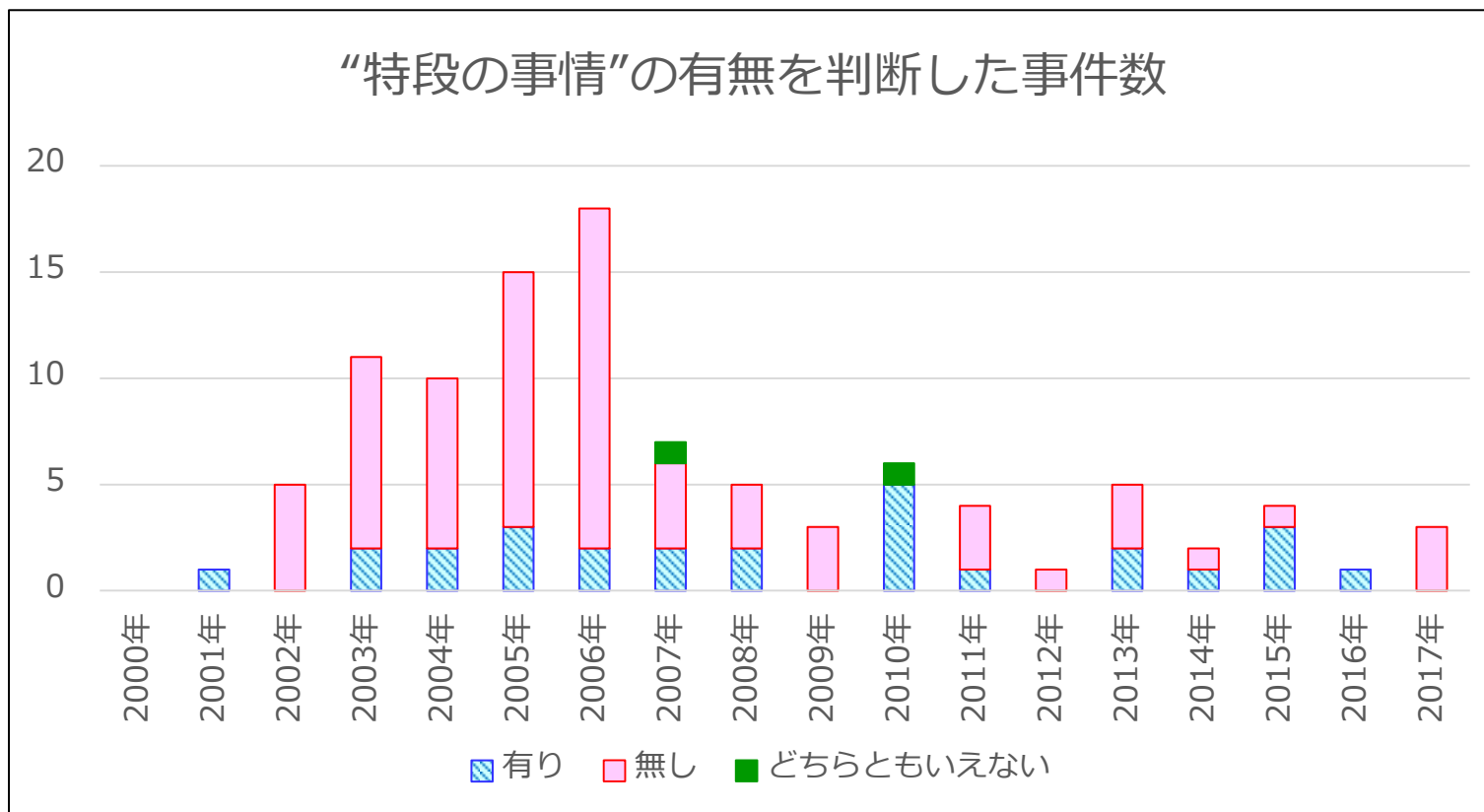
検索キーワード：“特段の事情” or “一義的”

ヒット件数：267件

分析対象件数：108件



3.1. 「特段の事情」の経時的傾向



◆ 2006年までは年々増加傾向であったが、2007年に減少。

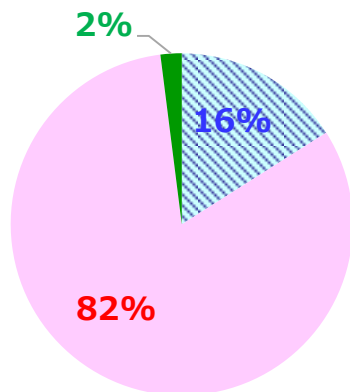


3.2. 査定系 vs 当事者系

■ 査定系訴訟と当事者系訴訟※1 ■

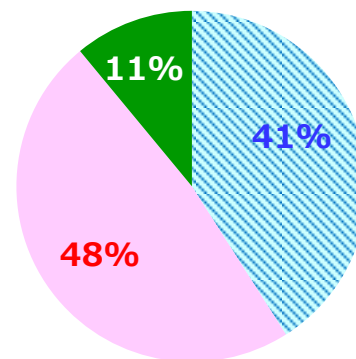
※1：特許権侵害訴訟、特許無効審判審決取消訴訟

[査定系] "特段の事情"の有無



有り 無し どちらともいえない

[当事者系] "特段の事情"の有無



有り 無し どちらともいえない

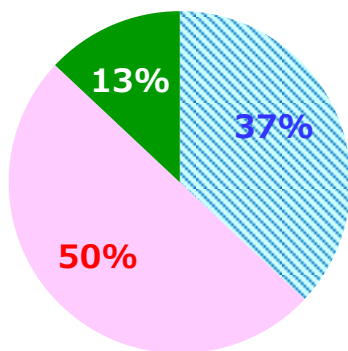
◆「特段の事情」有りと判断された割合は当事者系が高い。



3.3. 無効審取訴訟 vs 侵害訴訟

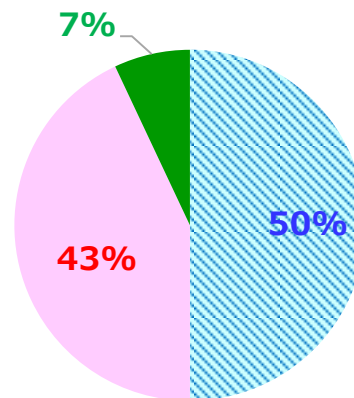
■ 特許無効審判審決取消訴訟と特許権侵害訴訟 ■

[審取訴] "特段の事情"の有無



有り 無し どちらともいえない

[侵害訴] "特段の事情"の有無



有り 無し どちらともいえない

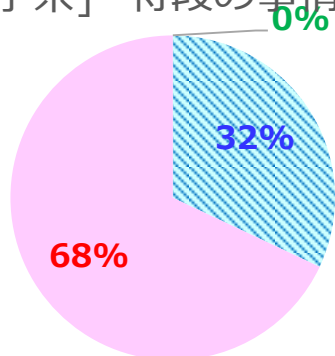
◆「特段の事情」有りと判断された割合は侵害訴訟が高い。



3.4. 技術分野別

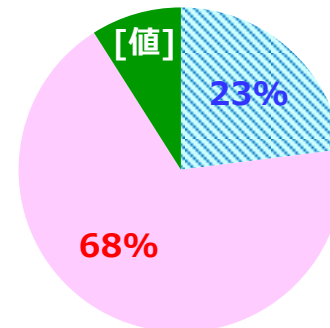
■ 技術分野 ■

[化学系] "特段の事情"の有無



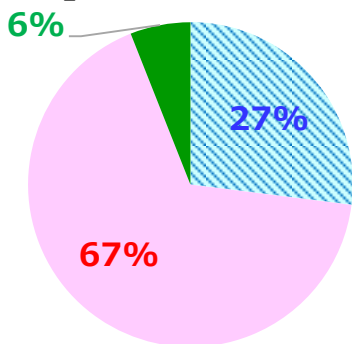
有り 無し どちらともいえない

[電気系] "特段の事情"の有無



有り 無し どちらともいえない

[機械系] "特段の事情"の有無



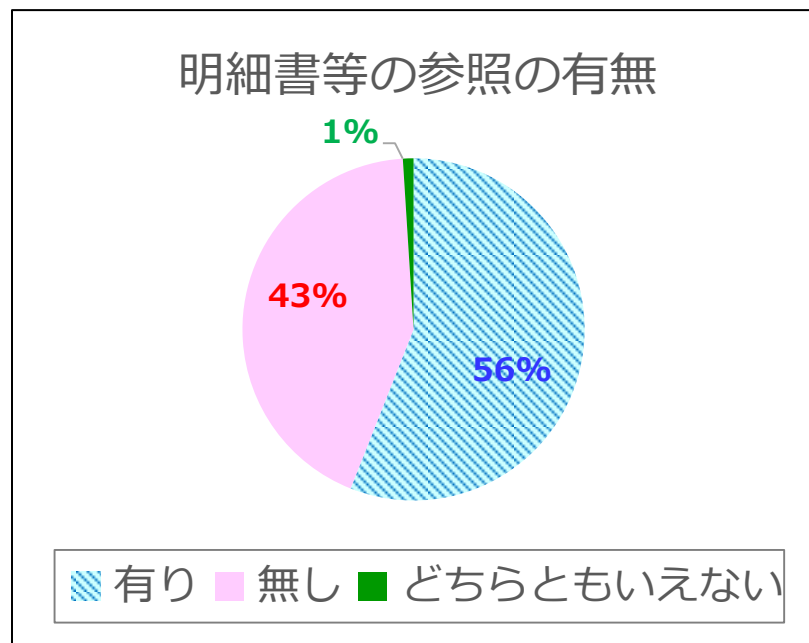
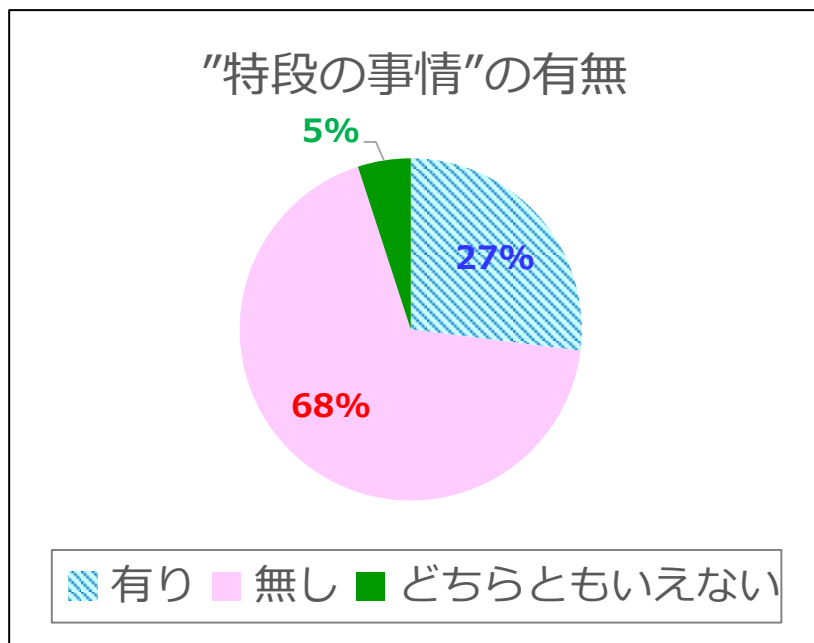
有り 無し どちらともいえない

◆ 「特段の事情」有無の判断は技術分野ごとの傾向なし。



3.5. 特段の事情 vs 明細書参照

■ 「特段の事情」と明細書等の参照 ■



- ◆ 「特段の事情」有りと判断された割合よりも、
発明の要旨認定の際に明細書を参照された割合の方が**高い**。
⇒ 必ずしも、「特段の事情」有りでなければ
明細書を参照できない、というわけではない。



3.6. 「特段の事情」有/無の類型化

分析対象件数：108件



・知財高裁
・平成20年1月1日～平成29年9月25日



「特段の事情」有り：10件
「特段の事情」無し：11件

検討



3.6. 「特段の事情」有/無の類型化

■ 「特段の事情」 有り とされたケース ■

	内容	件数
1	クレーム文言間の技術的關係が不明確	5
2	出願時の技術水準や技術常識を考慮しても、その意義が一義的に明らかではない	3
3	文言そのものが社会一般的に使用されるものではない	2

■ 「特段の事情」 無し とされたケース ■

	内容	件数
1	クレームに記載されていない	5
2	辞書を考慮すれば技術的意義を理解可能	3
3	明細書に記載の作用効果との関係から、クレーム文言の技術的意義を理解可能	2
4	クレーム内の他の文言との関係からそのクレーム文言の技術的意義を理解可能	1



3.7. 小まとめ

- 要旨認定の際に、必ずしも、「特段の事情」有りでなければ明細書を参照できない、というわけではない。

(解釈の不確定要素を低減するためにも…)

⇒ **明細書に**クレームの文言間の技術的関係を分かり易く**記載**すべき。

- 「特段の事情」有り：クレームの記載が技術的に分かり難いもの。

(「特段の事情有り」とされ、想定しないクレーム解釈をされないためにも…)

⇒ ・用語間の**技術的関係**をクレーム内で**分かり易く**表現すべき。

・クレームには、**技術常識等を踏まえ**て分かり易い言葉を使用すべき。

(要するに…)

広いクレームにすることばかりではなく、

技術的に分かり易いクレームにすることも心がけるべき！

- 「特段の事情」無し：先行技術との相違点を見出すための苦肉の策と思われるものがあつた。

(苦肉の策を採らなくてもよいように…)

⇒ 明細書に**できるだけ多くの**補正・訂正要素を用意するように考える。



4. まとめ、メンバー紹介

1. 研究の背景、目的
2. 発明の要旨認定、特許発明の技術的範囲の確定
におけるクレームの文言解釈の傾向分析
3. 裁判所におけるリパーゼ最高裁判決の「特段の事情」
に関する判断の分析

4. まとめ、メンバー紹介



4.1. まとめ①

- 民事訴訟における発明の要旨の認定と特許発明の技術的範囲の確定との基準は同一（シングル・スタンダード）の傾向。
- 要旨認定の際に、必ずしも、「特段の事情」有りでなければ明細書を参照できない、というわけではない。

⇒ **明細書に**クレームの文言間の技術的関係を分かり易く**記載**すべき。

⇒ 特許権者は、民事訴訟において、発明の要旨の認定と特許発明の技術的範囲の確定とにおいて **両立するクレーム文言解釈**の主張をすべき。

⇒ 被疑侵害者は、勝訴の観点からは必ずしも、**両立するクレーム文言解釈の主張をする必要はない**点を念頭に、どこに防御点を定めるのかを検討すべき。



4.1. まとめ②

- 「特段の事情」有り：クレームの記載が技術的に分かり難いもの。

(「特段の事情有り」とされ、想定しないクレーム解釈をされないためにも…)

⇒・用語間の**技術的關係**をクレーム内で**分かり易く**表現すべき。

・クレームには、**技術常識等を踏まえ**て分かり易い言葉を使用すべき。

(要するに…)

広いクレームにすることばかりではなく、

技術的に分かり易いクレームにすることも心がけるべき！

- 「特段の事情」無し：先行技術との相違点を見出すための苦肉の策と思われるものがあつた。

(苦肉の策を採らなくてもよいように…)

⇒明細書に**できるだけ多くの**補正・訂正要素を用意するように考える。



4. メンバー紹介

2017年度特許第2委員会第1小委員会のメンバー（11名）

- 松田 心平（カシオ計算機）
- 井川 拓也（NOK）
- 高橋 紀行（京セラ）
- 立石 英之（大日本印刷）
- 早野 一樹（DIC）
- 石田 めぐみ（TDK）
- 清林 由佳（ロート製薬）
- 柴田 鑑（沖電気工業）
- 浜島 大和（三井・ケマーズ フロプロダクツ）
- 平井 利充（セイコーエプソン）
- 山田 渡（王子ホールディングス）

ご清聴有難うございました

～世界から期待され、世界をリードするJIPA～



一般社団法人日本知的財産協会

